

令和8年（2026年）度事業評価シート

令和 8 年 6 月 19 日

評価対象事業	健福 - 21	高齢者施設福祉事業	☐ 法定受託事務
所管課	健康福祉部 高齢者支援課		評価者 高齢者支援課長 寺山 明
一般	会計	款 15	項 5
目 25			
総合計画上の位置付け	分野名	健康福祉	施策の方針名 多様性のある福祉サービスの充実

1 事業の目的

対象	施設入所等を要する高齢者	意図	高齢者に対し、施設入所等に係る環境づくりを支援し、生活の質の確保を図るため。
効果	高齢者への施設福祉サービスの充実を図る。		

2 事業工程と運営資源配分

☐ 単年度事業 ☐ 終期のある事業 （事業終了予定年度： 年度） ☒ 単年度繰返

	令和7年度	令和8年度	令和9年度（未定）
事業工程	養護老人ホーム等の入所判定、養護老人ホーム等への入所措置	養護老人ホーム等の入所判定、養護老人ホーム等への入所措置	養護老人ホーム等の入所判定、養護老人ホーム等への入所措置
予算額（千円）	67,386	67,386	
国県支出金			
地方債			
その他	11,760	13,440	
一般財源	55,626	53,946	0
当初人員配置数	12.0	12.0	0.0
人件費（千円）	95,288	83,892	0
事業実績	養護老人ホーム等の入所判定、養護老人ホーム等への入所措置		
決算額（千円）	58,869		
国県支出金			
地方債			
その他	11,053		
一般財源	47,816	0	0
人員配置実績数	13.0	0.0	0.0
人件費（千円）	93,875	0	0

3 活動結果（アウトプット）指標

No	活動結果（アウトプット）指標		単位	初期値	目標値 目指す方向	R7	R8	R9
						（上段実績、下段経費（千円））		
活1	指標名	養護老人ホーム等入所判定対象者数	人	4	-	2		
	実績につながる活動	住まいに困っている高齢者に対して、養護老人ホーム等の入所が妥当か委員会にて判定し措置につなげた。				42		
活2	指標名	養護老人ホーム等への入所措置者数	人	28	-	30		
	実績につながる活動	養護老人ホーム等への入所措置者を支援するとともに、入所に伴う措置費を執行した。				58,791		

活動結果指標の実績に影響を与えた外部要因	・活動結果指標（アウトプット）の実績に影響する外部要因はなかった。
本事業実施に伴う活動結果指標の達成状況に対する評価	・家庭状況等により毎年度の被措置対象者数が変動することから、指標の設定はなじまない。

4 成果（活動による直接アウトカム）指標

No	成果（アウトカム）指標の内容	単位	初期値	目標値 目指す方向	R7	R8	R9	関連する活動結果指標No （最大3つ）
成1								

成果指標の実績に影響を与えた外部要因	・指標の設定はなじまない。
本事業実施に伴う成果指標の達成状況に対する評価	・家庭状況等により毎年度の被措置対象者数が変動することから、指標の設定はなじまない。
活動結果指標と成果指標結果の比較分析（寄与度）	

5 評価結果

評価	妥当性	事業に対するニーズ	☐ 増えている	☒ 変わらない	☐ 減少している
		事業実施の主体となるべき者	☒ 市	☐ 国・県	☐ 民間事業者 ☐ なし
	有効性	事業の成果	☐ 十分に出ている	☒ 概ね出ている	☐ 出していない
	効率性	事業費削減余地	☐ ある	☒ なし	
	公平性	関連・類似事業との統合	☐ できる	☒ できない	
方向性		受益者負担	☒ 導入済	☐ 導入予定	☐ 導入できない
		評価実施年度の方向性	⇒ 評価実施翌年度以降の方向性		
	事業内容の方向性	☒ 事業内容は現状通り ☐ 事業内容は見直し済 ☐ 事業を休止又は廃止済 ☐ 他事業と統合済	⇒	☒ ① 事業内容は現状通りとする ☐ ② 事業内容は見直す → ☐ 拡大 ☐ 縮小 ☐ その他 ☐ ③ 事業は休止又は廃止する ☐ ④ 他事業と統合し、本事業は廃止する → 事業へ統合	
	予算規模の方向性	☒ 予算規模は現状維持 ☐ 予算規模は拡大済 ☐ 予算規模を縮小済	⇒	☒ ① 予算規模は現状維持とする ☐ ② 予算規模は拡大する ☐ ③ 予算規模は縮小する	

今後の取組方針（見直し方針）	課題への対応		結果	具体的な内容	
	前年度の新たな課題への対応結果		前年度は新たな課題なし		
	活動結果指標や成果指標の達成状況に影響を与える新たな課題		新たに認識された課題はなかった		
	新たな課題に対応するための新規事業の必要性		新たに認識された課題はなかったため検討なし		
	総評	環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を、老人福祉法第11条に基づき養護老人ホームへ措置することは今後も必要であるため、この事業は現状どおり維持する。措置に要する費用は神奈川県指針に定められており、予算規模の維持は必要である。			
				上位施策への寄与度	
				A	

○ 他市比較・ベンチマーク（県内外自治体や民間団体との比較値）

比較事項	65歳以上人口及び65歳以上高齢化率（神奈川県年齢別人口統計調査 令和7年1月1日現在）								
団体名	鎌倉市	藤沢市	茅ヶ崎市	平塚市	小田原市	横須賀市	葉山町	逗子市	三浦市
他市実績	52,327人	108,693人	66,525人	74,244人	57,357人	121,954人	9,829人	17,352人	16,519人
	30.7%	24.5%	27.1%	28.8%	30.9%	33.0%	32.1%	31.4%	41.9%

比較事項	養護老人ホーム措置状況及び65歳以上人口比（神奈川県福祉統計6-1表「養護老人ホーム入退所・措置状況」令和7年3月31日現在）								
団体名	鎌倉市	藤沢市	茅ヶ崎市	平塚市	小田原市	横須賀市	葉山町	逗子市	三浦市
他市実績	26人	114人	31人	73人	4人	92人	1人	3人	7人
	0.050%	0.105%	0.047%	0.098%	0.007%	0.075%	0.010%	0.017%	0.042%

当該事業実施に伴う他市比較に関する考え方	養護老人ホーム措置状況は、近隣市と比較して一定の差が見られるところがあるものの、概ね同程度である。今後も生活に困窮する高齢者に寄り添いながら、適切な措置を実施する。
----------------------	--